

## 平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針について（会長談話）

本日、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

人口減少・超高齢化という日本が直面する喫緊の課題に、地方の総力を挙げて挑戦していくためには、地方分権改革を推進し、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて自律的に政策を実施していくことが必要不可欠です。その点から、「提案募集方式」は、地方の発意により事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの見直しが可能となる、大変に意義のある取組です。

今回の対応方針では、地方からの提案に対し、実現の方向で整理されたものが半数を超え、とりわけ「農地転用許可に係る事務・権限」について、条件付きではありますが、市町村への移譲の方針が示されるなど、地方分権改革が前進することを評価いたします。「農地転用許可に係る事務・権限」については、今後、指定都市を明確に移譲先に位置付けることを求めます。

一方で、「災害対応法制の見直し」や「公共職業安定所（ハローワーク）業務全般の移管」などについては、本会が長年にわたり要望し、今回も 20 の指定都市の強い思いとして提案していましたが、実現に至らなかったことは、誠に遺憾です。

今後、提案募集方式が継続されていく中で、地方の発意、創意工夫が最大限に酌み取られるよう、強く要請いたします。

私たち指定都市は、圏域の活性化と日本の社会・経済の成長に貢献するため、政府と協力し、他の地方自治体とも連携しながら、地方創生のリーダーとしての役割を果たしてまいります。

そのためにも、指定都市が持つポテンシャルを最大限に発揮できるよう、地方分権改革が更に進められていくことを期待します。

平成 27 年 1 月 30 日  
指定都市市長会会長

林 文子